

注意中

右及申(通)報候也

別記

要書

我々は今回の裁首に対しては絶対の不承認なりし社が強いて解雇するなどの  
ことおれはたゞ々存続に基くものなるは私則するもう不ありす

一各自一年分を手当として支給すること

但し六月分は現金にて即時支給すること

残余六月分は毎月末に一月分宛て支給すること

西公、市川 各取 初井 藤川 伊藤藤

4.12.12  
F34

勞務第三〇三〇號

昭和四年十二月九日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿

社 會 局 長 官 殿

各 廳 府 縣 長 官 殿

北海道 京都 大阪 神奈川  
各府 各縣 警務局長

中央新聞社ノ勞働争議ニ関スル件(第二報一)部解決)

要旨 争議より折衝結果綿引外六名ニ對シ金一封(百圓)各自二十日、日給五百分ヲ支給スルコトニ六月解

決ス

概記 新聞社ノ争議ニ就テハ既報ノ處其後折衝ノ結果大

70